

(工学研究科)
公益財団法人旭硝子奨学財団 2019 年度
外国人留学生奨学生の募集

H31.1.24

1 応募資格

- 1) タイ、インドネシア、韓国の私費外国人留学生(在留資格「留学」)(中国籍除外)
- 2) 2019 年 4 月現在で、博士前期 1 年または博士後期 1 年に在籍する者。
- 3) 2019 年 4 月以降に他からの奨学生を受けない者及び他の奨学生に本学より申請していない者。

2 支給額及び支給期間 月額 10 万円、2 年又は 3 年限度 (2019 年 4 月から)

3 提出書類 (署名・捺印が求められている部分を除き PC で作成 両面印刷可 書式は崩さないこと)

1) 願書 (所定用紙 5 枚以内 写真貼付)

「6. 応募者本人の家計状況」欄について

- ※ 2019 年 4 月 1 日現在で作成すること。
- ※ 収入と支出の合計は必ず一致させること。
- ※ 入学金・授業料は全額で記入すること。(2018 年度後期入学者で、後期分免除あり・前期分申請中の場合は両方に○をつけること。)
- ※ 以下に該当の場合、必ず備考欄にその旨を記載すること。
 - ① アルバイトをしていない場合…していない理由
 - ② 他奨学生に申請中の場合…申請している奨学生の奨学生名、支給金額、支給見込み期間
 - ③ 総長特別奨学生の場合…収入には含めないこと。(例) 総長特別奨学生 (2018.10~2021.9)

2) 研究計画書 (所定用紙 2~3 枚 英語可)

3) 奨学生申込書 (所定用紙 自筆 「在籍大学院記入欄」は記入不要)

4) 指導教員の推薦書 (所定用紙 1~2 枚 指導教員が作成のこと)

5) 在学証明書 (または合格通知書 (写))

- ※ 推薦が決まった場合、2019 年 4 月 1 日以降に発行したものを提出すること

6) 学業成績証明書 (学士課程以降、直近のものまで)

- ※ 直近のもののみ、優、または A(AA) の割合(%)を算出し、余白に記入すること

7) 身上調書 (所定用紙)

8) 家計状況申告書 (所定用紙)

9) 指導教員による成績評価(私費外国人留学生各種奨学生申請用) (所定用紙)

4 推薦人数

工学研究科から各国 1 名を推薦、その後大学での選考を経て大学から各国 1 名を推薦

5 申請書類の提出先 工学部・工学研究科教務課国際交流係

6 締切日 平成 31 年 4 月 12 日(金)

2019 年度に他奨学生の受給決定している者ならびに申請中 (直接応募含む) の者は、選考対象外です。

公益財団法人 旭硝子財団 御中

2019年度採用 奨学金申込書 兼 学生推薦書

2019年 月 日

―――――――――――― [奨学金応募者記入欄] ―――――――――

貴財団の「個人情報の取扱い」¹⁾に同意の上、貴財団の奨学金（2019年度採用）に応募します。

提出書類の記載内容は、事実に相違ありません。

奨学生として採用された場合には、貴財団の「奨学金の手引き」²⁾に記されたガイドラインを守って修学いたします。

（フリガナ）

■奨学金応募者氏名（自署）

■在籍大学院・研究科・専攻（願書と同一であること）

―――――――――――― [在籍大学院記入欄] ―――――――――――

上記の応募者は当大学院の学生であることに相違ありません。

上記の応募者が奨学生として採用された場合には、貴財団の「奨学金の手引き」²⁾に従い、支給要件に関わる変更があった場合には旭硝子財団に連絡することを前提の上で、奨学金の申請を承認いたします。

■承認者氏名・職名（学生支援課長、留学生課長等）

印

■承認者の所属機関所在地

（〒 - ）

1) 「個人情報の取扱い」について

1. 当財団の奨学助成事業への応募にかかる一切の個人情報は、選考に関する手続き（審査と当財団からの連絡）のためのみに使用いたします。
 2. 当財団の奨学生として採用された場合には、奨学生の氏名、採用年度、在籍大学院、専攻、研究テーマ、顔写真等の個人と関係付けられる情報は、当財団の行事で当財団関係者、奨学生間で使用する場合があります。また、当財団が主催する行事の案内を送付させていただく場合があります。
- 2) 「奨学金の手引き」は、当財団ホームページで公開されています。

公益財団法人 旭硝子財団

2019年度 外国人留学生奨学生募集要項

1. 旭硝子財団の奨学助成概要

旭硝子財団は、人類が眞の豊かさを享受できる持続可能な社会および文明の創造に寄与することを目的とし活動しています。旭硝子財団の奨学助成は、産業、経済及び社会の進歩、向上を担う優れた人材を育成するために、優秀な大学院修士・博士課程の学生に、返済義務のない給与奨学生を支給し、指導助言も提供するプログラムです。

2. 奨学生の資格要件

- (1) タイ王国、インドネシア共和国、中華人民共和国、大韓民国（対象国）の国籍を有する者
- (2) 研究のために来日し、2019年4月現在、修士(博士前期)課程 第1学年あるいは博士(博士後期)課程 第1学年に在籍する私費留学生（専門職学位、医学、歯学、獣医学、6年制薬学系の専攻を除く）
- (3) 品行方正、学術に優れ、健康であり、学資の支援が必要と認められる者
- (4) 持続可能な社会の実現に向けて取り組む意欲が高い者
- (5) 独自の発想に基づき、社会に有用で波及効果も高い研究テーマに取り組む者
- (6) 日本語による意思伝達が可能である者
- (7) 2019年4月以降、当財団の奨学生支給期間中は、他機関より月額10万円を超える給付型奨学生を受けていない者
- (8) 2019年6月18日（火）、19日（水）の面接及び2019年7月19日（金）の奨学生授与式（兼制度説明会）に参加できる者（都内で開催予定。旅費は当財団規程により支給します）

3. 採用予定人数

約14名（各対象国3名程度を採用の予定です、応募/選考状況により変動することがあります）

*推薦依頼大学院から、推薦枠（別表）に基づき推薦された応募者より選考します。ただし、当財団の修士課程奨学生が博士課程に進学する場合、前記推薦枠を超えた推薦も受け付けます。

4. 奨学生支給内容

- (1) 支給額 月額 10万円
- (2) 支給期間 2019年4月以降、在籍する大学院の正規の修学期間
ただし、修士課程は2年間、博士課程は3年間を限度とします。
- (3) 支給方法 原則、毎月一定日に銀行振込にて支給します。
当財団の奨学生は、全額を支給するもので、返還義務はありません。
また、出捐母体のAGC株式会社への付帯義務を負うものではありません。

5. 応募の要領

*各推薦依頼大学院からの案内に従って、応募して下さい。（学生本人からの直接の応募や質問は受付できません）

6. 奨学生の選考と採用内定／採用（書類及び面接により選考を行います）

(1) 書類選考

奨学生の資格要件に基づき、書類選考により選考します。書類選考通過者には、5月末迄に、面接日時を各推薦依頼大学院宛に通知します。

(2) 面接

書類選考通過者を対象とした面接は、6月18日（火）～19日（水）に実施します（面接場所は当財団の会議室を予定）。

(3) 結果通知および授与式

応募者全員の選考結果を、7月初旬に推薦依頼大学院に通知します。採用内定奨学生は当財団が別途指定する所定の手続きをお願いします。2019年7月19日（金）の奨学金授与式にて採用通知（証書）を授与し、制度説明も行いますので、採用内定奨学生は必ず出席して下さい。

7. 採用後の奨学生の義務

- (1) 奨学金支給期間中は、在籍大学院で所定の学業、研究に精勤すること
- (2) 奨学金支給期間中の毎年9月末頃に活動報告書を、毎年3月末頃に活動報告書と成績証明書等を提出すること
- (3) 奨学金支給期間中は、止むを得ない事情のないかぎり、当財団指定の行事に参加すること
(旅費は当財団規程により支給します。年間2回程度を予定しています)
- (4) 学籍、修学状況や生計の変化が生じた際には、速やかに当財団に報告すること

7. 個人情報の取り扱い

ご提出いただいた応募にかかる一切の個人情報は、選考に関する手続き（審査と当財団からの連絡）のためのみに使用するという当財団の方針に同意した上でご応募ください。

(別表) 2019年度 外国人留学生奨学生 推薦依頼大学院と推薦枠

推薦依頼 大学院	北海道大学、東北大大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、東京工業大学、一橋大学、慶應義塾大学、上智大学、中央大学、東海大学、日本大学、法政大学、明治大学、立教大学、早稲田大学、横浜国立大学、国際大学、金沢大学、名古屋大学、京都大学、京都工芸繊維大学、立命館大学、大阪大学、神戸大学、広島大学、九州大学、鹿児島大学
推薦枠	対象4カ国（タイ、インドネシア、中国、韓国）より、各1名以内

«よくいただくお問合わせ»

Q 1. 入学が4月ではなく、秋季入学でも応募できますか？

A. 2018年秋季に修士課程の第1学年又は博士課程の第1学年に入学した方も応募可能です。ただし、財団の予算年度の制約で、2019年4月1日より以前に遡及した支給は致しません。2018年秋季に博士課程第1学年に進学した修士奨学生も応募可能ですが、同様に2019年4月1日より以前に遡及した博士課程の奨学金の支給は致しません。

Q 2. 日本語はどの程度のレベルが必要ですか？

A. 当財団事務局とは、原則、日本語でのコミュニケーションをとっていただきます。日常的な場面で使われる日本語をある程度理解して表現していただく必要があります。

Q 3. 「持続可能な社会の実現に向けて取り組む意欲が高い者」として、具体的に求められるものはありませんか？

A. 特に修士課程では、必ずしも現在取り組んでいる研究テーマが直接「持続可能な社会の実現」を目指していなくても結構ですが、そのような活動の実績や今後の研究や活動に向けての抱負は、選考の対象となります。

Q 4. 面接を受ける応募者が正式採用される割合はどの程度ですか？

A. 約7割とお考え下さい。

推薦依頼大学院へのお願い

1. 推薦受付方法

当財団の推薦依頼大学院は、募集対象の留学生に適切な方法で周知の上、適正な選考を経て、対象4カ国各1名以内で推薦して下さい。ただし、当財団の修士課程奨学生が博士課程に進学する場合は、当財団の「進学奨学生」として、前記推薦枠を超えた推薦も受け付けます（選考での優遇はありません）。

推薦受付期間中に、当財団が指定するWebサイト【奨学生推薦フォーム】より、募集要項、提出書類の注意事項、下記の書類の指定書式をダウンロードし、記載後にPDFに変換の上アップロードして下さい。応募方法の詳細については当該サイトにも記載されています。（郵送および学生本人からの直接の応募は受付できません）

<提出書類>

1. 奨学金申込書（指定書式；学生と推薦依頼先担当部署が記載して下さい）
 2. 願書（指定書式；学生が記載して下さい）
 3. 研究計画書（指定書式；学生が記載して下さい）
 4. 指導教官推薦書（指定書式；在籍する大学院の主たる指導教官が記載して下さい）
 5. 学業成績証明書（直近に取得した学位の成績証明書で、80点相当以上の比率を欄外に記載のこと）
- ※ 「提出書類の注意事項」をご参照の上、提出書類を記載して下さい。
- ※ 願書、研究計画書、推薦書は、指定のWordファイルに電子入力してPDF化することを推奨します。（手書き入力でも受け付けますが、選考審査で不利になる場合があります）
- ※ 【奨学生推薦フォーム】では一時保存ができませんので、応募者1人につき上記の提出書類すべてが揃ってからアップロードして下さい。
- ※ 応募内容について、当財団より問合せをする場合があります。

2. 推荐受付期間

2019年4月1日（月）～2019年5月15日（水）

5月15日（水）までに、アップロードされた応募のみ受け付けます。

3. 選考結果

5月末迄に、書類選考通過者と面接日時を各推薦依頼大学院宛にメールで通知しますので、通知後、速やかに書類選考通過者にお伝え下さい。

応募者全員の選考結果を、7月初旬に各推薦依頼大学院に書面で通知いたします。

通知後、速やかに応募者にお伝えいただき、採用内定奨学生は当財団が別途指定する所定の手続きを促して下さい。手続き後、採用奨学生には、2019年7月19日（金）の奨学金授与式（兼制度説明会）にて採用証書を授与し、制度説明も行います。

4. 奨学金支給期間中の奨学生の修学状況確認について

奨学生の学籍、修学状況や生計に変化が生じた際に、当財団より問合せをする場合があります。

5. 問合せ先

公益財団法人 旭硝子財団 奨学助成担当

E-mail scholarship@af-info.or.jp 電話03-5275-0620

以上

2019 年度採用 獎学生 提出書類の注意事項

■全書類の共通事項

- ・大学院担当部署の指示に従い、以下の注意事項をご参照の上、提出書類に記載して下さい。
- ・記載後、大学院担当部署に提出して下さい。
- ・各書類の最初にある【区分】は、大学院担当部署が記入しますので、記載の必要はありません。
- ・記入欄が足りない場合は、記入欄を追加、拡張してかまいません。

■奨学金申込書 兼 学生推薦書（指定書式）

- ・応募者は、表記内容を確認し、自署の上、大学院担当部署に提出してください。
- ・大学院担当部署は承認をお願いします（この申込書にて応募者の在籍を証明していただきます）。

■願書（指定書式）：5枚以内で記載してください。指定のWordファイルに電子入力を推奨します。

1. 応募者本人の現在の状況

- ・メールアドレスは日頃連絡がつくもので、scholarship@af-info.or.jp からのメールの受信が可能なものを記載して下さい。
- ・顔写真は、鮮明で顔が判別できるものを挿入して下さい（JPEG等の画像データで可）。
- ・指導教官が複数いる場合は、推薦書を記載する主たる指導教官でお願いいたします。

2. 学歴

- ・高校以上のこれまでの学歴をすべて記載して下さい。
- ・留学等で複数の学校等に在籍した場合は記入欄を増やして記載して下さい。

3. 職歴

- ・就業歴のある方は、これまでの職歴をすべて記載して下さい（除く、アルバイト）。
- ・現在、会社に籍がある場合はご応募いただけません。

4. 資格・検定・特有技能等

- ・留学生の方で日本語検定をお持ちの場合は、この欄に記載して下さい。

5. 家族の状況

- ・選考では、「経済的援助」の必要性について多面的に審査します。公正な選考が行われるよう、正直に申告して下さい。
- ・両親、兄弟姉妹とともに、家族以外の同一生計の家計支持者も必ず記載して下さい。
- ・既婚者の場合は、配偶者・子女も記載して下さい。
- ・就学している兄弟姉妹については必ず在籍校と学年を記載して下さい。
- ・扶養家族がいる場合はその旨記載して下さい。
- ・父母死亡（離別）のときは、その年月を備考欄に記載して下さい。
- ・年収（税込）は直近のもので、提出される「収入に関する証明書」に記載された金額を記載して下さい。
- ・2019年以降の年収に大幅な変動が見込まれる際は、理由とともに概算金額を備考欄に記載して下さい。

6. 応募者本人の家計状況

- ・選考では、「経済的援助」の必要性について多面的に審査します。公正な選考が行われるよう、正直に申告して下さい。
- ・大学院の入学金と授業料以外の収入と支出を月額に換算して記載して下さい。
- ・扶養者や同一生計者がいる場合は、扶養者や同一生計者分の収入・支出を含めた金額を記載して下さい。
- ・収入と支出の合計金額が同額になるよう合わせて下さい。
- ・日本人博士課程の学生と留学生について、2019年4月以降、当財団の奨学金支給期間中は、他機関より月額10万円を超える給付型奨学金を受ける場合は応募できません。(授業料に対する援助を受ける場合は、ご相談ください。)
- ・申請中の奨学金は備考欄に記載して下さい。
- ・アルバイトをしていない場合は、備考欄にその理由を記載して下さい。

9. 持続可能な社会の実現に向けて、どのように取り組んでいますか/今後どのように取り組む考えですか。

- ・旭硝子財団は持続可能な社会の実現に向けての活動に重点をおいていますので、そのような活動の実績や意欲も審査対象となります。
- ・研究テーマが直接この課題に取り組むものでなくとも結構ですが、現在取り組んでいる事や、自分が今後取り組みたいと考えていることを具体的に記載して下さい。

(願書の7~8、外国人留学生対象の10~12の項目の注意事項はありません)

■研究計画書（指定書式）：2~3枚以内で記載ください。指定のWordファイルに電子入力を推奨します。

- ・選考では、「研究テーマ」への理解や取り組み姿勢についても評価します。自分自身が取り組んでいる研究内容について、特にその独自性について、自分の言葉で分かりやすく要点を明確にして記載して下さい。
- ・修士課程で研究計画が未定の場合は、その旨を記載の上、現時点で取り組みたい課題について自分の考えを記載して下さい。

■指導教官推薦書（指定書式）：1~2枚に記載ください。指定のWordファイルに電子入力を推奨します。

- ・2019年4月以降に在籍する大学院の指導教官が推薦書を記載し、署名して下さい。
- ・原則、日本語で記載して下さい（止むを得ない場合、英語での記載も可）。

■学業成績証明書

- ・選考では、これまでの「学業」での実績も審査します。直近の1年間程度の成績が分かる証明書を提出して下さい。
- ・直近に取得した学位の成績証明書で、80点相当以上の比率を欄外に記載して下さい（手書き可）。
- ・直近の学位の成績証明書が海外の大学でも可（英語記載のものを提出して下さい）。

■収入に関する証明書（日本人のみ）

- ・選考では、「経済的援助」の必要性について多面的に審査します。
- ・応募者の経済状況や家計を把握するため、願書に記載した同一生計の家計支持者全員について、直近の年収（税込）総額がわかる家計支持者全員分の収入に関する証明書（市区町村長発行の所得証明書等所得を証明できるもの、源泉徴収票、確定申告書、公的年金等の源泉徴収票等）を提出して下さい。
- ・無職で所得がない場合は、所得がないことが証明できる書類を添付して下さい。
- ・留学生は収入証明書の提出は不要です。

旭硝子財団 獎学金の手引き

2019年1月版

公益財団法人 旭硝子財団

はじめに

この手引きは、旭硝子財団と奨学生ならびに奨学生が在籍する大学院との円滑なコミュニケーションを図る目的で作成されました。全奨学金支給期間を通じて、活用して下さい。

1. 旭硝子財団の奨学助成の概要

旭硝子財団は、人類が眞の豊かさを享受できる持続可能な社会および文明の創造に寄与することを目的とした活動をしています。旭硝子財団の奨学助成は、産業、経済及び社会の進歩、向上を担う優れた人材を育成するために、優秀な大学院修士・博士課程の学生に、返済義務のない奨学金を支給し、指導助言も提供するプログラムです。

このプログラムでは、

- ・当財団が指定する大学院に在籍し修学する大学院生
- ・品行方正、学術に優れ、健康であり、学資の支援が必要と認められる大学院生
- ・持続可能な社会の実現に向けて取り組む意欲が高い大学院生
- ・独自の発想をもとに、社会に有用で波及効果も高い研究テーマに取り組む大学院生

に奨学金を支給します。

また奨学生が、研究の推進やキャリア形成に役立つネットワークを作るための交流の機会を提供します。

2. 奨学生の推薦と選考

奨学生は、当財団が依頼した大学院より推薦された応募者を、当財団の事業計画に基づき、奨学生選考委員会で審査・選考し、理事会で決定されます。奨学生選考委員会では、各大学院より提出された願書や添付書類に基づき、品行、健康状態、学業成績、持続可能な社会実現への抱負、進めている研究テーマの独創性・有用性、経済的援助の必要性について、厳正な基準に基づき選考しています。

奨学生は、当財団の選考委員や理事の厳しい眼により選考されたことに誇りを持って、学業や研究活動に邁進して下さい。

3. 奨学生の資格、併給

当財団の奨学金は、各年度の応募要件を満たし、当財団奨学生選考委員会で選考された、大学院に在籍して真摯に修学・研究している学生に支給されます。

大学院博士課程の日本人学生は、当財団の奨学金支給期間中は、他機関より月額10万円を超える給付型奨学金を受けていない者とします。留学生は、当財団の奨学金支給期間中は、他機関より月額10万円を超える給付型奨学金を受けていない私費留学生とします。ただし、授業料に対する援助を目的とする助成金を所属大学院より受ける場合の受給には、原則として制約を設けません。ご不明な点は当財団にお問い合わせ下さい。

企業等との雇用関係がある学生は、原則対象とはなりません（除く、アルバイト）。但し、自国で雇用関係がある留学生が、留学時の生活支援を受けていない場合には対象となります。

博士課程や留学生の奨学生が、規定を超える他の奨学金等を受給する等で、当財団の奨学生の資格要件を満たさなくなった場合には、支給停止の対象となります。ご不明な点はお問い合わせ下さい。

また、大学で TA, RA 等での収入を得た場合には、奨学生の受給を認めていますが、報酬が出る職位に採用される場合、採用期間、報酬額及び実働時間によって奨学生受給を辞退いただく場合がありますので、雇用条件等を当財団に連絡して下さい。個別に対応いたします。
大学院修士課程の日本人学生は併給に制限はありません。

4. 奨学生支給金額と支給期間

奨学生は、以下の金額を、奨学生の三菱UFJ銀行の口座に毎月10日（土日祝日となる場合は前営業日）に振込みます。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) 日本人修士課程 | : 月額 50,000円 |
| (2) 日本人博士課程 | : 月額 100,000円 |
| (3) 外国人留学生（修士課程、博士課程とも） | : 月額 100,000円 |

奨学生の支給期間は採用時に決定します。支給期間は、原則として在籍する大学院の正規の修学期間の終了までとし、修士（博士前期）課程は2年間、博士（博士後期）課程は3年間を限度とします。留年などで卒業が延期になっても支給期間の延長はありません。

2019年度新規採用者の支給開始は2019年4月ですが、初回は7月に4カ月分をまとめて振込みます。奨学生は入金を確認し、指定日に入金がない場合には速やかに当財団に連絡して下さい。

秋入学等の入学時期が4月と異なる場合や修了予定時期が3月と異なる場合は、上記の原則に基づき、採用時に支給期間を取り決めます。ただし、採用年度の4月1日より以前に遡及した支給は致しません。

5. 奨学生受領手続き

奨学生は、奨学生本人名義の原則として三菱UFJ銀行の口座に振込みます（口座がない場合は開設して下さい）。口座開設後、当財団指定のWEBサイトに振込先口座情報を入力して下さい。初回のみ、振込手続きが終了した旨を当財団からメールにて連絡をしますので、入金を確認して下さい。口座開設に時間がかかる場合や振込金の活用に支障がある場合には連絡して下さい（初回の振込みが遅れる場合があります）。

6. 奨学生の使途

当財団は、奨学生の使途について特に制約を設けていません。学業に邁進するための生活の費用として活用して下さい。但し、奨学生として社会的に著しく不適切な使途への使用が判明した場合は、奨学生支給を停止する場合があります。

7. 奨学生支給の休止、停止、復活

(1) 奨学生の休止

次の要件に該当する場合は、奨学生の支給を休止します（当財団に休止届を提出して下さい）。

- ・奨学生が休学または長期にわたって欠席するとき
(休学または長期欠席期間が原則2年を超える場合には、支給打ち切りとなります)
- ・奨学生が在籍大学院より、他の大学院等に長期にわたって留学するとき
(在籍する大学院の教科単位取得のための国内外への留学等の場合には、奨学生の支給を継続することは可能ですが)

(2) 奨学金の停止

次の要件に該当する場合は、奨学生の支給を停止します。

- ・奨学生の単位の取得が著しく滞ったとき
- ・当財団指定の報告類の提出を怠ったとき
- ・当財団指定の行事に、正当な理由なく参加しないとき
- ・学籍、修学状況や家計状況の変化が生じた際に報告を怠ったとき
(当財団への報告が遅れた場合には、その事象が発生した時点まで遡り、支給した奨学生を返納していただく場合があります)

(3) 奨学金の復活

奨学生の支給を休止、あるいは停止された奨学生が、原則2年以内にその復活を大学院経由で申請したときは、当財団で検討の上、支給を復活することができます。なお、復活した場合の支給期間は、採用時に決定した支給期間に休止/停止期間を加えた期間を上限とします。

8. 奨学金支給の終了、打ち切り

(1) 奨学金の終了

次の要件に該当する場合は、奨学生の支給を終了します。

- ・在籍する大学院の正規の修学期間（修士課程2年間、博士課程3年間以内）を終了したとき。ただし、休学等の支給休止/停止期間があった場合には、その支給休止/停止期間の支給は延長されます。
- ・奨学生が正規の修学期間に満たずとも、在籍する課程を修了したとき
- ・奨学生が奨学生の受給を辞退したとき
(博士課程や留学生の奨学生が、規定を超える他の奨学生等を受給する等で、当財団の奨学生の資格要件を満たさない場合には、辞退をして下さい)

(2) 奨学金の打ち切り

次の要件に該当すると認められるときは、奨学生の支給を打ち切ることができます。

- ・怪我や傷病等のために、卒業、修了の見込みがなくなったとき
- ・奨学生の修学実績が確認できないとき
- ・学業成績または素行が著しく不良となったとき
- ・在籍大学院で処分を受け、奨学生の継続が適当でないと判断されたとき
- ・奨学生の使途が著しく適切でないと判明したとき
- ・休学期間が原則2年間を超えるとき
- ・休学、転校、転学または転科が、当財団の奨学生として適当でないと判断されたとき
- ・家族の就労等で奨学生の生計に大きな変化があり、経済的援助が必要と見なされなくなったとき
- ・その他、奨学生として適当でない事実が判明したとき
- ・以上の事象が発生した際にも、意図的に隠蔽し、受給を継続したことが判明した場合
(当財団への報告が遅れた場合には、その事象が発生した時点まで遡り、支給した奨学生を返納していただく場合があります)

9. 奨学金支給期間中の奨学生の義務

奨学生受給期間中は、以下の提出物の提出や行事への参加をお願いいたします。提出物は、原則メールで案内をしますので、奨学生専用WEBページにアップロードして下さい。届け出たメールアドレス宛に送信する当財団からのメールは、常に着信可能な状態にし、定期的に受信をチェックしてください。着信に不具合が想定される場合は、必ず当財団にご連絡ください。

奨学生授与式や当財団が主催する行事で、奨学生の名簿を奨学生や財団関係者のみに配布いたします。配布した名簿は、当財団の奨学助成事業に関する行事のみで使用し、情報が第三者に流出しないようにして下さい。

(1) 採用時（奨学生内定後）

採用内定後に、自己紹介文と顔写真（高画質で鮮明なもの）を提出して下さい。奨学金授与式では、正式な奨学生採用証書（賞状）を手渡しするとともに、制度説明を行いますので、必ず出席して下さい。

(2) 奨学金支給期間中

＜連絡＞

奨学生のメールアドレス等の連絡先の変更や、学籍、修学状況、家計状況など、奨学生の資格に関わる変更があった場合は、**奨学生本人から直ちに連絡して下さい。**（故意に連絡を怠り、隠蔽したとみなされる場合には、事態発生時に遡って奨学金の返納をお願いする場合もありますので、注意して下さい）また、毎年2月頃に、次年度の修学状況や他の奨学金等の受給の見通しについて問合せをしますので、必ず回答して下さい。

＜提出物＞

定期報告として、半期毎に活動報告書（指定書式）を提出して下さい（原則、9月末と3月末）。また毎学年度末に修学状況の確認書類（成績証明書等）を提出して下さい（原則、3月末）。活動報告書は英語での記載も可とします。その他、当財団が企画行事のアンケートや交流誌の執筆等、不定期に提出物を依頼する場合もあります。

＜参加行事＞

採用時の奨学金授与式の他に、研修・交流の機会として当財団が主催する行事（年1～2回程度）に出席して下さい。12月頃にブループラネット賞受賞者記念講演会¹⁾と講演会後に奨学生交流会を開催する予定です。スケジュールが確定しましたらメールで案内をしますので、止むを得ない事情のないかぎり参加して下さい。また7月下旬に助成研究発表会²⁾を行います。参加は義務ではありませんが、大学の若手研究者との議論の場ですので、できるだけ参加して下さい（奨学生のポスター発表も検討中です）。当財団が指定する行事への参加に要する旅費は当財団が負担します。

(3) 奨学金支給期間終了時

奨学金支給の終了時には、最終報告書、成績証明書、進路予定の情報、アンケートを提出して下さい。進路や連絡先についての情報は、終了後も変更があれば隨時連絡してくださるようお願いいたします。

10. 行事への参加時の旅費

当財団が指定する行事への参加に要する旅費（交通費、宿泊費）は、当財団で算出し、事前に振込みます。原則、在籍する大学院の所在地から行事開催地までの公共交通機関を使用した往復の交通費を負担します。新幹線は、普通車座席指定特急券を、航空機の場合は、エコノミークラスの事前購入割引航空券（たとえばANAであれば「スーパーバリュー〇〇」）を前提とします。グリーン車やビジネスクラス等の優待座席の費用は負担できません。またタクシーの利用や宿泊は、特に必要と認められない場合は負担できません。

振込み前にメールで金額を通知しますので、不都合がある場合は申し出て下さい。旅費を受領後に欠席となった場合には、返納していただきます（除く、振込み手数料）。

1 1. 個人情報の取り扱い

提出いただいた個人情報は、奨学助成事業と当財団が主催する行事の案内以外の目的には使用いたしません。奨学生の氏名、採用年度、在籍大学院、専攻、研究テーマ、顔写真等の個人と関係付けられる情報は、当財団の行事で当財団関係者、奨学生間で使用する場合がありますので、ご了承下さい。行事で配布した他の奨学生の個人情報の管理にも留意してください。

1 2. 当財団との連絡方法

当財団との連絡は、原則、以下の奨学生専用WEBページの【奨学生マイページ】で行います。奨学生からの当財団への連絡も【奨学生マイページ】から行って下さい。採用内定後に、【奨学生マイページ】を開設しますので、ログインIDとパスワードは、第三者に開示することなく適切に管理して下さい。

奨学生専用WEB ページ :

旭硝子財団ホームページ<http://www.af-info.or.jp/> 右側にある【奨学生マイページ】バナーをクリックして下さい。ID とパスワードは奨学生宛に個別に通知したものを使用します。【奨学生マイページ】を開くと、【奨学生↔事務局 連絡用ウインドウ】がありますので、こちらよりメールの送受信を行って下さい。【奨学生マイページ】では奨学生が提出した活動報告書等が閲覧可能です。当財団のメールアドレスや電話番号は登録しておいて下さい（着信拒否設定にしないで下さい）。

Tel : 03-5275-0620 Fax : 03-5275-0871 E-mail : scholarship@af-info.or.jp

担当者：奨学助成担当

※端末使用環境やブラウザのバージョンアップ等により動作が完全に行われないケースがあります。
アクセスやアップロードに支障があった場合には、必ず当財団にご連絡ください。

① ブループラネット賞受賞者記念講演会 :

地球環境問題の解決に貢献してこられた方々や組織に対してお贈りするブループラネット賞の表彰を記念して、受賞者記念講演会を毎年秋に開催しています。歴代のブループラネット賞受賞者については当財団のホームページをご覧下さい。

② 助成研究発表会 :

当財団の研究助成を受け、主に3月に終了した助成研究を対象とする助成研究発表会を毎年7月に開催しています。自然科学分野、人文社会科学分野、環境分野などの研究者がショートスピーチとポスター形式によるプレゼンテーションを行います。研究助成の採択一覧は当財団のホームページをご覧下さい。

当財団からのメッセージ

旭硝子財団では、2018年度に旭硝子奨学会より奨学助成事業を引き継ぎました。旭硝子奨学会の基盤をベースに、旭硝子財団としての「人類が真の豊かさを享受できる持続可能な社会および文明の創造に寄与する」という理念も加え、明るい未来につながる奨学金プログラムを、皆さんとともに作っていきたいと考えています。

皆さんのがより充実した学生生活が送れるような交流や研修の機会を企画していくたいと思っていますので、皆さんからのご提案もお待ちしています。

旭硝子財団について

目的

旭硝子財団は、次の時代を拓く科学技術に関する研究助成、次の時代を担う優れた人材への奨学助成、地球環境問題の解決に大きく貢献した個人や団体に対する顕彰などを通じて、人類が眞の豊かさを享受できる新たな社会および文明の創造に寄与します。

沿革

旭硝子財団は、旭硝子株式会社（現 AGC 株式会社）の創業25周年を記念して、その翌年の昭和8年（1933年）に旭化学工業奨励会として設立されました。発足以来半世紀以上の間、戦後の混乱期を除いて、応用化学分野の研究に対する助成を続けてきました。

その後、平成2年（1990年）に新しい時代の要請に応える財団を目指して事業内容を全面的に見直し、助成対象分野の拡大と顕彰事業の新設を行うとともに財団の名称を旭硝子財団に改め、以来、今日に至るまで研究助成事業、奨学助成事業、顕彰事業を3本の柱とする活動を行っています。

研究助成事業

次世代社会の基盤を構築するような自然科学の独創的な研究、および社会の重要課題の解決に指針を与えるような人文・社会科学の研究を助成します。国内の大学だけでなく、チュラロンコン大学（タイ）、キングモンクット工科大学トンブリ校（同）およびバンドン工科大学（インドネシア）に対しても、研究助成を行っています。

奨学助成事業

奨学助成プログラムは、1957年に設立された公益財団法人 旭硝子奨学会の事業として始まりました。以来、経済的な援助を必要とする優れた人材に対して奨学金を給付し、1990年からは支給対象者を「外国から日本に留学している学生」にも拡げています。また、2012年からは、東日本大震災で被災された高校生に対する支援も行っています。2018年より、奨学助成事業は旭硝子財団に移管されました。旭硝子財団の奨学助成として、持続可能な社会および文明の創造に寄与する人材の育成に取り組んでいきます。

顕彰事業

「ブループラネット賞」は、地球環境問題の解決に大きく貢献した個人または団体に対して感謝を捧げると共に、多くの人々がそれぞれの立場で環境問題の解決に参加されることを願って創設されました。国内外のノミネーターに候補者の推薦を依頼し、その中から毎年原則として2件を選定します。受賞者にはそれぞれ賞状・トロフィーならびに副賞賞金5,000万円が贈呈されます。

公益財団法人 旭硝子財団
THE ASAHI GLASS FOUNDATION

<http://www.af-info.or.jp>

〒102-0081 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ 2F
2nd Floor, Science Plaza, 5-3, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081, Japan
TEL (03) 5275-0620 FAX (03) 5275-0871
E-mail: scholarship@af-info.or.jp

この手引きは旭硝子財団ホームページからダウンロードできます
<http://www.af-info.or.jp/>

—奨学金申請時の心得について—

東北大学 教育・学生支援部 留学生課 国際教育係

2016.02.03

1 申請の前に

- ・募集要項をよく読み、自分が条件に合っているか確認してください。応募条件や支給内容だけでなく、採用後の義務なども確認してください。(認定式や交流会などへの出席は必須、財団により定期的な課題提出などもあります)
- ・他の財団に大学推薦されている場合は、結果が未定でも新たに申請することは出来ません。
(ただし、双方の奨学金が併給可の場合を除きます)
- ・財団によって選考方法が異なります。面接がある場合は交通費、場所、日時などを確認し、必ず出席できるようにしてください。

2 申請書類について

- ・継続申請の場合も、前回のものを流用せず新たに願書を作成してください。
 - ・消えるボールペン(フリクション)は使用せず、必ず黒のボールペンで記入してください。
(消えるボールペンで書かれた書類は財団に提出できません)
 - ・なるべく修正液(テープ)や斜線での訂正はせず、新しく書き直しましょう。
 - ・学部・研究科名等は省略せず、正式名称で記入してください。
 - ・記入上の注意や指定には必ず目を通し、それに従って記入してください。
 - ・相手方に失礼のないよう、少なくとも記入欄の5~8割(文字数指定がある場合は7~8割)は記入するようにしてください。
 - ・すべて書き終えたら、記入漏れなどがないか必ず確認して下さい。特に記入することがない欄も、「なし(数字なら0)」等と記入して下さい。
- ※エクセルデータから出力する場合、すべての文字が切れずに枠内に収まっているか確認してください。

3 その他

- ・応募条件や申請書の書き方など、分からぬことがあった場合には指導教員または所属部局の奨学金担当係に問い合わせてください。
- ・総長特別奨学生や授業料も支給される奨学金に採用された場合など、支給期間中の授業料免除申請が出来ない場合があります。その際は必ず所属部局の奨学金担当係に確認してください。
- ・申請に必要な書類に不足はないか、提出の前に必ず確認してください。特に過去の成績証明書の不足が多いので注意して下さい。
- ・大学を通さず直接応募または継続受給を希望し採用された場合は、必ずその旨を所属部局の奨学金担当係に連絡してください。

* 2019年4月以降に提出したことがある場合は提出不要です。

私費外国人留学生身上調書

2019年4月現在

1. 身分・名前等

身 分	学部 年、学部研究生、 MC 年、DC 年、大学院研究生		学籍番号		
学科名 専攻名		指導 教員名		研究室 TEL	
氏 名				既婚・未婚	
	(漢字)				
生年月日	年 月 日生 (年齢 才)		国 種		
東北大学 入学前の 在籍大学		年 月 卒業・修了			
東北大学で の移動 (新しい順 番に)		年 月 ~ 現在			
		年 月 ~ 年 月			
		年 月 ~ 年 月			
住 居 (○で囲む)	<input type="checkbox"/> 東北大学国際交流会館 <input type="checkbox"/> 三条ユニバーシティハウス <input type="checkbox"/> 青葉山ユニバーシティハウス <input type="checkbox"/> 仙台第一国際交流会館 <input type="checkbox"/> 仙台第二国際交流会館 <input type="checkbox"/> 県・市営アパート(住所) <input type="checkbox"/> 民間アパート(住所)				

2. 家庭状況 (現在同居する者だけを記入してください。)

配偶者が学生の場合、在籍学校名・所属学部研究科・学年を記入する)

氏 名	続柄	年齢	勤務先または学校名

* 2019年4月以降に提出したことがある場合は提出不要です。

家計状況申告書

在籍	学部 年 MC 年、DC 年、大学院研究生	学籍番号	
氏名			

家計状況

* 2018年4月から2019年3月までのあなたの家計状況について、1ヶ月を平均して記入してください。

* 2018年10月入学の方は、2018年10月から2019年3月の家計状況について、1ヶ月を平均して記入してください。

* 収入と支出の合計が同じになるように記入してください。

収入	支出	
自国の家族等からの送金	円 食費	円
奨学金(本人)	円 家賃	円
奨学金(同居家族)	円 光熱水料費	円
アルバイト(本人)	円 交通・通信費	円
アルバイト(同居家族)	円 その他	
貯金から	円()	円
その他	円()	円
()	円()	円
()	円()	円
合計	円 合計	円

奨学金受給状況

*これまでに奨学金をもらったことがありますか？ 有り・無し（○で囲む）

* 有る場合は、以下に記入してください。

もらっていた期間	月額・年額(○で囲む)	奨学金の名称
年 月～年 月	月額・年額 円	
年 月～年 月	月額・年額 円	
年 月～年 月	月額・年額 円	
年 月～年 月	月額・年額 円	

授業料免除の状況(研究生の期間を除く)

* 該当箇所を○で囲む

平成31年度	後期	全額免除	半額免除	1/3免除	申請したが不許可だった
	前期	全額免除	半額免除	1/3免除	申請したが不許可だった
平成30年度	後期	全額免除	半額免除	1/3免除	申請したが不許可だった
	前期	全額免除	半額免除	1/3免除	申請したが不許可だった
平成29年度	後期	全額免除	半額免除	1/3免除	申請したが不許可だった
	前期	全額免除	半額免除	1/3免除	申請したが不許可だった

指導教員による成績評価(私費外国人留学生各種奨学金申請用)

この評価は、指導されている私費外国人留学生が各種奨学金へ応募する際に記入していただくものです。(2019年4月以降に、他の奨学金で既に提出済みの場合は不要です。)

- 1) 研究室内の他の学生を基準にして、相対的に評価をお願いします。
- 2) 評価はA・B・Cのいずれか、または、評価不能(指導して日が浅い場合など)を該当欄に○印でお願いします。

留学生氏名:			
所	属:	学科・系	年次・研究生
		専攻・前期	年次・研究生
		後期	年次・研究生

評価	成績評価内容
	A(非常に優秀)
	B(優秀)
	C(良好)
	評価不能

* 評価不能の場合、その理由を記入ください

理由:

平成 年 月 日

記入者(指導教官、クラス担任等)

所属 _____
官職 _____
氏名 _____ 印